



脱原発福島ネットワーク公開学習会

不均等な復興

～原発事故被害の実態と
賠償請求権の時効延長～

講師 除本理史 (大阪市立大学教授)

原発過労死裁判

講師 原告 (故猪狩忠明さんのご遺族)

●7月14日(日) 午後2時～4時30分

●いわきゆったり館 いわき市常磐湯本町上浅貝22-1

●資料代500円

主催：脱原発福島ネットワーク 連絡先 0246-58-5570

●東京電力福島第一原子力発電所事故から8年。依然として、政府の原子力緊急事態宣言は解除されず、福島第一原発は、放射性物質を大気と海洋に放出し続けています。

連日5千人の労働者が事故収束作業に従事、多重下請け構造の下で、過労死など労働法令違反事件も深刻です。

●今、全国で1万2000人以上の被害者が、訴訟を起こしています。その一方、東京電力は、被害者への賠償を進める原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)の和解案を拒否しており、センターで手続きを打ち切られた住民は1万7千人にのびります。

そのため、多くの被害者が和解の提示を受けながら賠償を受けられないという厳しい状況に置かれています。

事故発生から8年が経過した現在において、10年と定められた原発賠償請求権の消滅時効の延長を検討する必要があります。

●2017年10月に、福島第一原発構内で働いていた自動車整備士・猪狩忠昭さんが長時間労働で過労死した事件で、ご遺族が雇用元・元請け・東京電力の三社を相手取って提訴した、安全配慮義務違反等の損害賠償請求訴訟の第2回口頭弁論が、5月23日午後、福島地方裁判所いわき支部で開かれました。

遺族である息子さんと娘さんのお二人が原告として意見陳述を行いました。

満席の傍聴席、多くの傍聴者が涙なしには聴けませんでした。

●二つのテーマを学ぶ、公開学習会です。一緒に学びませんか。ご参加を呼びかけます。